

手稲中央小学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月改訂

いじめによって児童が自ら命を絶つなどということは、絶対にあってはならないことであり、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいか」など、共通理解及び手立ての共有を図っていく必要があります。

平成25年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、本校においてもこの法令に基づき、「いじめ防止対策基本方針」を定め、「いじめ防止対策委員会(いじめ防止等対策組織)」を設置します。

手稲中央小「いじめ防止基本方針」

- 1 「未然防止」・・・「思いやりの心を育む教育活動」を推進し、「いじめを生まない・許さない学校」「どの子にも安心して過ごせる学校」をつくる。
- 2 「早期発見」「早期対応」・・・「見取り」「聞き取り」を充実させ、いじめにつながる行為を積極的に認知する。
- 3 「組織的な対応」・・・「迅速に」かつ「慎重に」解決に向けて対応する。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(1) 道徳教育の充実と、日常の学校・学級生活における全ての教職員による指導

- ・自然や人と関わる体験活動の充実を図るなどして、豊かな感性を育む教育を推進する。
- ・自己肯定感を高めるとともに思いやりの心や規範意識、人間関係を築く力や社会参画の意識を育む道徳教育を推進する。
- ・児童にとって「安心・安全な学校・学級」であるために、からかいや嘲笑、言葉による攻撃は、全ての教職員がどの場面においても毅然とした態度で指導する。

(2) 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の取組(8月~9月)

- ① 道徳「生命尊重」の指導
- ② 児童会による「子ども同士の絆づくり」を大切にする活動
・友達の自分に対する優しい言動に、感謝の気持ちをもち表現する。また、友達に対する自分の言動を意識する。
- ③ 学年委員会による「子ども同士の絆」を大切にする活動
- ④ 全校朝会での全校指導後に、各学級で指導を行う。

(3) 「人間尊重の教育」の充実に向けた地域・部講師との連携や出前授業の実施（本物の経験）

- ① 「情報モラル教育」の実施
・高学年においては、警察署員などの講師を招いて学習を行う。
- ② 「人権教室」の実施
・人を思いやる心、いじめは絶対に許さない
- ③ 「非行防止教室」
- ④ 「人との関わり」の充実
・PTA活動や活動地域学校協働活動推進事業など様々な機会を通し、子どもたちが様々な人と関わる経験を充実させていく。

1 未然防止 …「人間尊重の教育」の充実を図り、思いやりの心を育む。

全ての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度を育む教育活動を進めていく。

2 「早期発見」「早期対応」・・・「見取り」「聞き取り」の充実

教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。(いじめ防止対策推進法第23条 第1項)

また、児童からの訴えがなくても、いじめが疑われる行為については児童の立場で考えて指導していく。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断も、表面的・形式的にすることなく被害児童に寄り添って判断する。

「早期発見」「早期対応」のための年間計画

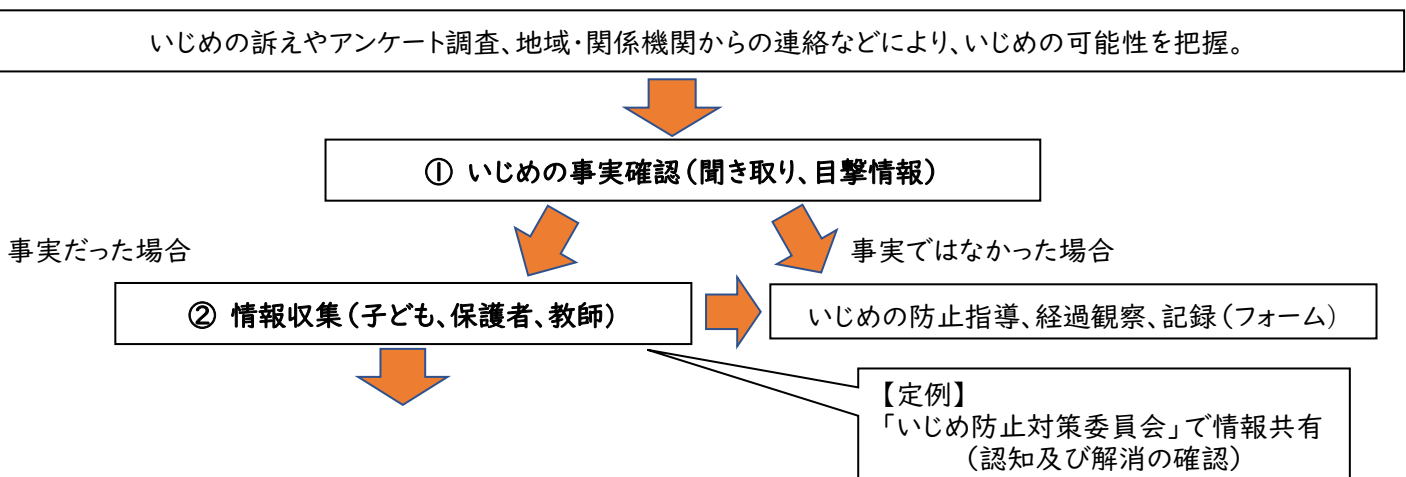
時期	内容
4月	<p>※教育委員会への報告④（前年度4月～3月分） 「いじめ防止基本方針」について新しく着任した職員も含め全職員で共有する。</p>
5月	<p>学びの支援委員会で、日常的に指導の難しい児童や、友達との関わりに難しさを感じている児童を中心に、職員間での情報共有を図る。</p>
6月	<p>「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施 →クロムブックを利用（1年生は紙の方がよい??） 本校独自のアンケートで、6月上旬に行う ・アンケート後 2週間程度の期間で子どもたちの実態を把握して、緊急性の高いものから優先して対応する。 ・いじめに限らず、楽しくないと思うことや、困っていることがあれば少しでも良い方向に向かうように、児童と相談する機会を設定する。 ① いじめられていると訴えのある児童については事情を一人一人聞くとともに、相手の児童からも事情を聴いて、状況を把握する。 ② 場合によっては、児童支援部の協力を得、ケース会議を開いて対応策を練る。 ③ いじめがある場合には、保護者と連絡を取り、状況と指導方針を伝える。</p>
8月	<p>「子ども理解研修」の実施 対応事例、ゲートキーパー、情報モラル等、複数の観点で研修を重ねて教師の資質の向上を図る。 ※教育委員会への報告①（4～7月分）</p>
9月	<p>子どもの命の大切さを見つめ直す月間の取組 対象児童の経過観察・事後確認（8月30日～9月3日） 7月のアンケートで疑いのあった児童と面談を行い継続がないことを確認する。</p>
11月	<p>「悩みやいじめに関するアンケート」 ① 必要に応じ、道徳の時間や学級活動を通して指導を行う。 ② いじめられていると訴えた児童や訴えられた児童の保護者にその後の経過を伝える。 ③ いじめ防止対策委員会 職員間で情報を共有する。</p>
1月	<p>※教育委員会への報告②（8月～12月分）</p>
3月	<p>進級、進学に向けて引継ぎ。特に解体学年については、いじめの状況を記入して提出。 学校評価におけるいじめの防止等の取組の確認。 「悩みやいじめに関するアンケート」を中学校に引継ぐ。 ※教育委員会への報告③（1月～2月分） ※年間を通して、学校が認知したいじめの件数が0件の場合には、児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧にみとるなどにより、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。</p>

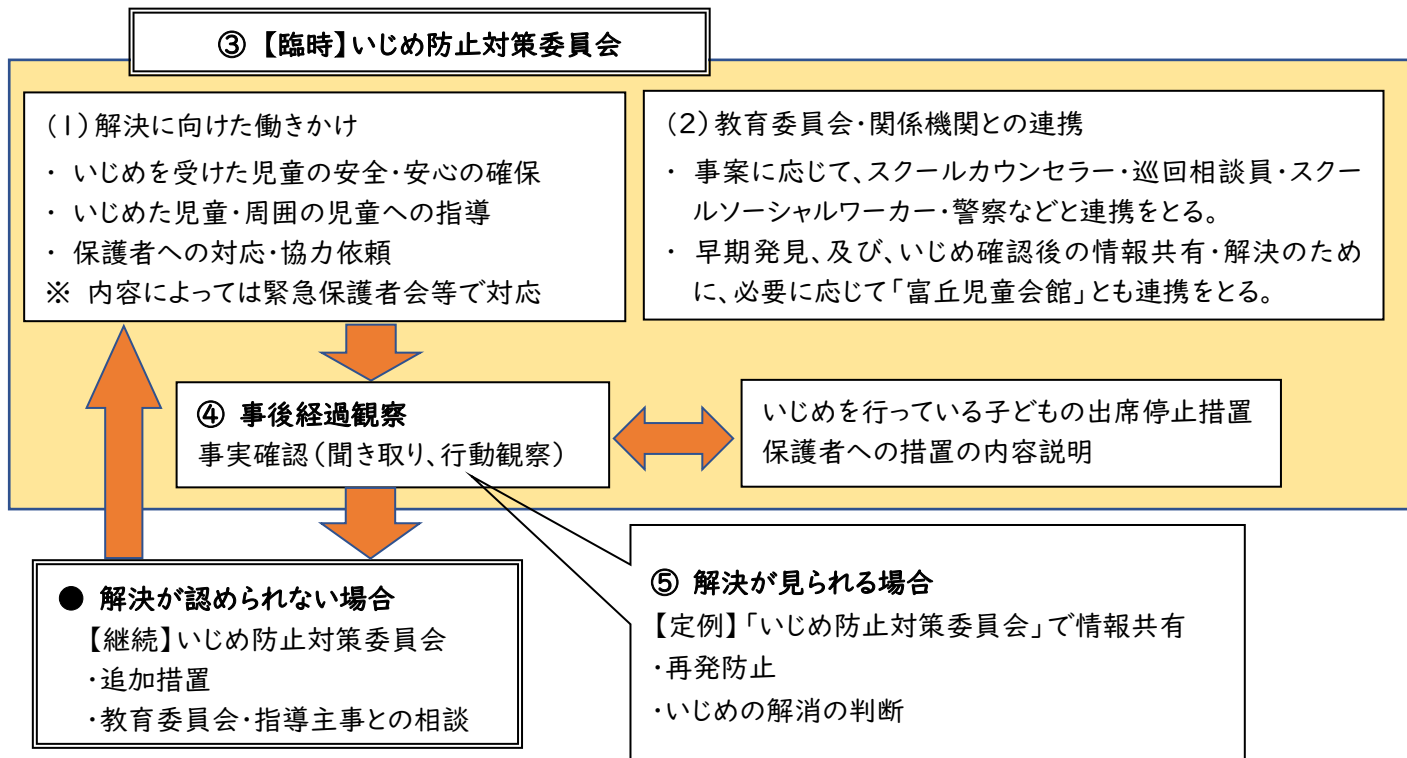
通年	シャボテンを用いた日常的な見取り、サインのある子との面談。	
	「いじめ防止対策委員会」	
	<p>【構成員】 管理職・主幹教諭・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・関係の教職員 必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者を含むことがある。</p> <p>※ 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は校長の監督の下行う。 ※ 校長が不在の場合は教頭を中心に対応を進め、責任者である校長に報告し決済を得る。 ※ 緊急時は、構成員がそろわない場合であっても出席可能な構成員のみで開催する。 ※ やむを得ず会議に参加できない構成員には、会議日以外に個別に意見を求める。</p>	
定例	日々フォームで集約した情報をもとに、いじめの事実の有無を確認し、必要に応じて教育委員会に報告する。また、過去に報告された事案については、対応から3か月後間のいじめが無かったかどうか、現在苦痛を受けていないかを本人に確認し、問題がない場合はいじめの解消とする。	
臨時	重大事案（暴力・金銭・深刻な苦痛等により不登校など）が発生した際に行う。今後の動きも含めてチームで対応する。その際の記録は個別に記録する。 組織的な対応の流れについては次にまとめた通りとする。	

3 「組織的な対応」・・・「迅速に」かつ「慎重に」

- ① **事実確認**・・・いじめの可能性を把握した場合に速やかに実施。
 - ・ 双方の児童から詳細を聞き取る。いじめ以外の場合であっても、その場で納得が得られず気持ちにおさまりがつかない場合はフォームを使って情報を記録する。
- ② **情報収集**・・・いじめが事実であった場合。
 - ・ 管理職に報告するとともに、関係する全ての児童から聞き取りを行い、事実を把握する。
 - ・ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認してフォームに入力する。なお、担任からのメモなどをもとに担任外が記録する場合もある。
- ③ **【臨時】いじめ防止対策委員会**・・・フォームで共有した情報のうち、「いじめが疑われるもの」について校長が判断。
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに連絡し、重大な事案については直接会って説明する。情報収集が途中段階であっても把握した事実関係を迅速に伝えるなど速やかな対応を行う。
 - ・ いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
 - ・ いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。
 - ・ 札幌市教育委員会に報告、相談、連携を図る。
 - ・ 外部との協力でより有効に指導 解決にあたっては、いじめの状況および児童の状態など、事案に応じてスクールカウンセラーや巡回相談員などの協力を求める。
 - ・ 他校の児童生徒との間でのいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ④ **事後経過観察**・・・全教職員および学びのサポーターと情報を共有し、再発防止に努める。
- ⑤ **いじめの解消**・・・定例のいじめ防止対策委員会で確認。再発防止も含め、引き続き学級・学年での指導も行う。

○ 組織的対応の流れフローチャート





4 その他

① いじめ防止対策委員会の日程と会議録について

- ・ 開催予定日を生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙 E 表）に位置付け、定例の会議を毎月行う。
- ・ 実施予定日に実施できない場合は、職員会議、職員会議、学びの支援委員会、企画委員会等と合わせて行う。
- ・ 会議録については様式を定め、校長の決裁を得る。
- ・ 他の会議と合わせて行った場合も、「いじめ防止対策委員会」としての会議部分の記録は別途作成する。

② 悩みやいじめに関するアンケート保存方法 引継ぎについて

- ・ アンケートは R6 年度よりシャボテンログを利用している。
- ・ 用紙を使用したアンケートについては A4クリアファイルに児童ごとに個別にまとめ、経年的に把握できるようにする。
- ・ 保存期間は3年とし、市内進学の場合は中学校に原本を引き継ぐ

③ この「学校いじめ防止基本方針」の周知・見直しについて

- ・ ホームページへの掲載や学校説明会などで保護者や関係者への周知し、本校の取組に対し理解を求める。
- ・ いじめ防止対策委員会で点検・見直しを随時行い、必要に応じて改訂を行う。